

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加に関する意見書（案）

史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約（以下「条約」という。）は、2021年1月の発効から4年を迎え、現在、条約の署名は94、批准は73の国・地域に広がっている。条約は、日本の被爆者をはじめ、「核兵器のない世界」を求める多くの国・地域と市民社会が、核に固執する大国の妨害と逆流を乗り越えて達成した画期的な成果である。

昨年には、凄惨を極めた被爆体験を語り伝え、核兵器廃絶の世論を広げ、世界で核兵器の使用を防いできた日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したところである。

しかし、日本は条約への署名及び批准をしておらず、今月上旬にアメリカで開かれた第3回の締約国会議にオブザーバーとして参加することを見送ったため、第1回の締約国会議から連続して不参加となった。唯一の戦争被爆国でありながら、「核兵器のない世界」を目指す多くの国・地域と市民の努力に冷や水を浴びせ、世界に恥ずべき姿をさらし、条約に背を向け続ける日本政府に対し、国内外から失望と批判の声が相次いでいる。

都は、平成7年3月の第5回東京都平和の日記念式典において採択された「東京都民平和アピール」の中で、「私たちは、軍縮と核兵器の廃絶を機会あるごとに強く訴え、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓います。」とうたい、核兵器廃絶の立場を明確にしている。また、条約への参加を求める意見書を採択した自治体の数はおよそ700に上っている。

こうした核兵器廃絶を願う世界と国内の多数の声に応えて、日本は速やかに条約への署名及び批准をすべきであるが、少なくとも核兵器廃絶に向けた姿勢を示すべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、条約の締約国会議にオブザーバーとして参加するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

東京都議会議長 増子 ひろき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

} 宛て